

ふるさと投資プラットフォーム推進協議会

主な論点

- ① 政府との連携によるふるさと投資の推進について
- ② 金融機関等との連携によるふるさと投資の推進について
- ③ ふるさと投資の信頼確保および投資家保護について
- ④ 事業者にとってメリットとなるふるさと投資のあり方について
- ⑤ その他のふるさと投資推進策について

(注)

ふるさと投資（地域活性化小口投資）：各地の伝統産業やソーシャルビジネス、若者や女性による起業等を投資対象とする、一般投資家向けの、投資ファンド

なお、金融商品としては、金融商品取引法2条2項5号に定める集団投資スキーム（匿名組合等）のうち、有価証券又はデリバティブ取引に対する投資以外の事業に投資する事業型ファンドに該当。